

# 令和7年度広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務委託仕様書

## 1 業務名

広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務

## 2 事業の目的

障害者の経済的な自立を進めるため、専門家の派遣等の支援を行うことにより、県内の障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）が工賃向上に向けて、自らの課題を抽出し、解決できるスキルを習得することを目的に実施するものである。

## 3 業務内容

### (1) 専門家派遣等による事業所支援

事業所の工賃を向上するために解決すべき課題を抽出し、改善策を導き出すための方法をわかりやすく伝え、事業所が自ら継続して取り組むことが可能な仕組みが構築できる具体的な支援内容を提案すること。

また、事業所が自ら取組の成果を検証できるものとする。

#### ア 対象事業所

県に工賃向上計画を提出し、実績を報告している事業所

#### イ 実施対象事業所の選定

専門家派遣を実施する事業所の募集手段及び選定について効果的な方法を提案すること。

#### ウ 実施方法等

事業所の実態に応じて、派遣回数、派遣方法、実施スケジュールや、課題抽出から改善策を導くための手法やポイント等を提案すること。なお、派遣後も事業所が自ら継続的に取り組める内容を具体的に提案すること。

また、実施可能事業所数についても提示すること。

#### エ 取組の成果を事業所が継続して検証できる仕組みを提案すること。

#### オ 専門家派遣により実施した事業所の取組について、他の事業所でも活用できる内容の企画を提案すること。

### (2) 事業所の工賃向上スキルアップ

県内事業所が工賃向上に取り組むため、必要な知識やノウハウを習得し、活用できる効果的な企画を提案し、実施すること。

#### ア 対象事業所

(1) アと同様

#### イ 企画の提案

工賃向上につながる効果的な方法について理解し、事業所で実践できるスキルを習得するための企画であること。

#### ウ 実施方法等

提案した企画に応じて、より多くの事業所が参加（活用）できるものとし、実施スケジュールや方法、具体的内容を提案すること。

### (3) その他

#### ア 実施報告書の作成

派遣先事業所の現状分析の内容、各派遣時（派遣実施日ごと）の課題抽出方法や改善策の検討、指導内容等の実施内容を具体的に記載すること。全派遣終了後に、派遣先事業所の課題に対する効果的な取組や具体的な指導内容をまとめること。また、その内容が他事業所でも活用できるよう、ケーススタディを簡潔にまとめた指導資料（概要版）及び、現状分析、課題抽出、効果検証等の手順やポイント、実施方法等をわかりやすくまとめた実践用テキスト（詳細版）を作成すること。

#### イ 仕様書に記載されたこと以外の提案

その他、県の工賃向上の取組を検証し、より効果的な取組があれば提案すること。また、県内事業所の工賃向上の推進につながる効果的な取組等があれば提案すること。

## 4 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 5 履行場所

広島県内とする。

## 6 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめた報告書を作成し、本業務で制作した成果品等とあわせて提出すること。

なお、報告書は、当該事業の成果を活用できるように整理したものであり、報告書及び成果品等は紙媒体及び電子媒体で県が指定する日までに提出すること。

## 7 成果品の帰属及び機密の保持

### (1) 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条規定に定められた権利を含む）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

### (2) 成果品の利用

県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

### (3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。個人情報に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。
- (2) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

## 9 契約に関する条件等

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 業務を行うに当たっては、十分な能力及び資質を備えた専門家を確保すること。
- (3) 受託者は業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、再委託ごとに業務の内容、再委託先の概要等について事前に県に協議し、承認を得なければならない。
- (4) 業務の実施に必要な施設、事務機器等（パソコン、事務用品等）は、受託者において備えること。
- (5) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。